

パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の実現に関する意見書

イスラエルがイスラム組織ハマスの奇襲を受け、パレスチナ・ガザ地区への軍事攻撃を開始し、すでに4万人を超える命が犠牲になるとともに、多くの人が家を追われ、避難場所もなく、難民として塗炭の苦しみの中で絶望的な日々を過ごしている。

イスラエルはガザ地区の物流を厳しく制限し、地区内では食料や燃料などが圧倒的に不足し飢餓も広がっている。ヨルダン川西岸の病院や医療機関も攻撃され、多くの命が医療的な処置もされず失われている。

国際世論も昨年の国連総会で、186か国中153か国が賛成し「人道的休戦」を求める決議が採択された。また、国際司法裁判所は、イスラエルに対し「ジェノサイドを防ぐあらゆる処置をとるよう」暫定的に命じた。

国内でも5月までに300を超える地方議会が停戦を求める決議を可決、また、衆議院でも6月13日の本会議でガザ地区の即時停戦を求める決議を可決した。

当市議会としても、どのような歴史的な経緯や理由があるにせよ、非戦闘員への攻撃や人質の拉致は、国際人道法や国際人権法、その他の国際法に違反する暴挙であり、断じて容認することはできない。

したがって、当市議会はガザ地区の深刻な人道的危機を打開するために、イスラエルとハマスの双方をはじめとする全ての当事者、日本政府、国際社会に対し、一刻も早い事態の解決に向けて以下の事項を実現するよう求める。

記

- 1 人道目的の停戦及び人質の即時・無条件の解放
- 2 国際人道法を含む国際法の遵守
- 3 民間人の被害の最小化、人道支援物資の供給を通じた人道危機の改善

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月27日

新潟県村上市議会

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿